

特別支援教育 あどばいすタイム



高等学校における特別支援教育について



徳島県立総合教育センター
特別支援・相談課

高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告（平成21年8月27日）

体制の充実強化

- 管理職・教職員や生徒・保護者の理解・認識向上
- 専門性ある支援員の配置（財政措置の必要性）
- 生徒指導等既存の校内組織との連携
- 特別支援学校のセンター的機能活用

指導・支援の充実

- 障がい特性に応じた教科指導／多様な評価方法
- 特別の教育課程編成の検討（通級による指導）
- ICTの活用／先進・優良実践事例の情報集積・発信



平成30年度に高等学校における通級による指導が制度化

通級による指導

高等学校における 通級による指導



徳島県教育委員会



特別支援教育に関する資料(通級による指導リーフレット)

高等学校における「通級による指導」

徳島県では、県立高等学校3校(徳島中央高等学校星間部・奥門渦湖高等学校・那賀高等学校)において「通級による指導」を実施しています(令和5年度現在)。

「通級による指導」とは

大部分の授業を通常の学級で受けながら一部、特別な場で受ける指導形態で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、一人ひとりの生徒の課題や目標に応じて指導を行います。通級による指導では、個々の障がいに合わせた特別な指導を行うため、生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、自立活動の個別の指導計画を作成します。

高等学校における「通級による指導」の特徴

教育的ニーズに合わせた指導

現在の課題だけではなく、卒業後の生活を見据え、進路指導や就職支援を含む、自立と社会参加に必要なスキルの向上のための指導を行います。

特別的教育課程

学校の教育課程に加える、またはその一部に替える形でマンツーマンや少人数で授業を行います。

単位認定

年間7単位を超えない範囲で在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるために必要な単位数を加えることができます。



徳島県高等学校における「通級による指導」支援体制



「通級による指導」設置校での職員研修の様子

支援ツール使用例

① プロフィールチェック表

担任 部活動顧問等が記入

プロフィールチェック表の結果や生徒・保護者との面談の内容を基に、通級担当者や担任等が話し合って課題を共有し、目標を設定する。

② 話し合いシート

通級担当者が記入

「話し合いシート」を活用して、「個別の指導計画」を作成

③ 行動チェック表

通級担当者が記入

① 「個別の指導計画」に記載された短期目標を具体化して、1ヶ月の目標を「行動チェック表」に記載

② 短期目標とする行動を観察し、「行動チェック表」に記録

③ 担任等と振り返り・情報共有

通級による指導を受けた生徒の感想

- 自分こんなにもいっしょに頑張ることがあったのか、と思いました。
- 少人数でじっくり教えてもらったのがよかったです。
- この授業を受けることで、他のことにも積極的に挑戦できるようになりました。
- 学校の中の居場所のような授業でした。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告 (R4.3.31 文部科学省)

- 特別支援教育を受ける 児童生徒が増加し、通常の学級においても、障がいのある児童生徒が増加
- 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といった学びの場だけでなく、小中学校等の通常の学級においてこそ「特別支援教育」を推進する必要性が高まっている。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告 (R4.3.31 文部科学省)

- 全ての教師に求められる基本的な資質能力として、特別支援教育を重要な柱として明確に位置付ける必要がある。
- 通常の学級と、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校の間で連携した指導の充実を図り、教師が協働しながら専門性の層を着実に厚くしていく仕組みをつくり、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やしていくことが必要である。

学校全体で特別支援教育を推進していくことが重要!

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



文部科学省

I. 児童生徒の困難の状況 (平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意)

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	(参考) 過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ

※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

全ての学校に支援が必要な生徒が在籍していることを前提として取り組む必要がある。

生徒指導提要

1.2 生徒指導の構造

1.2.1 2軸3類4層構造

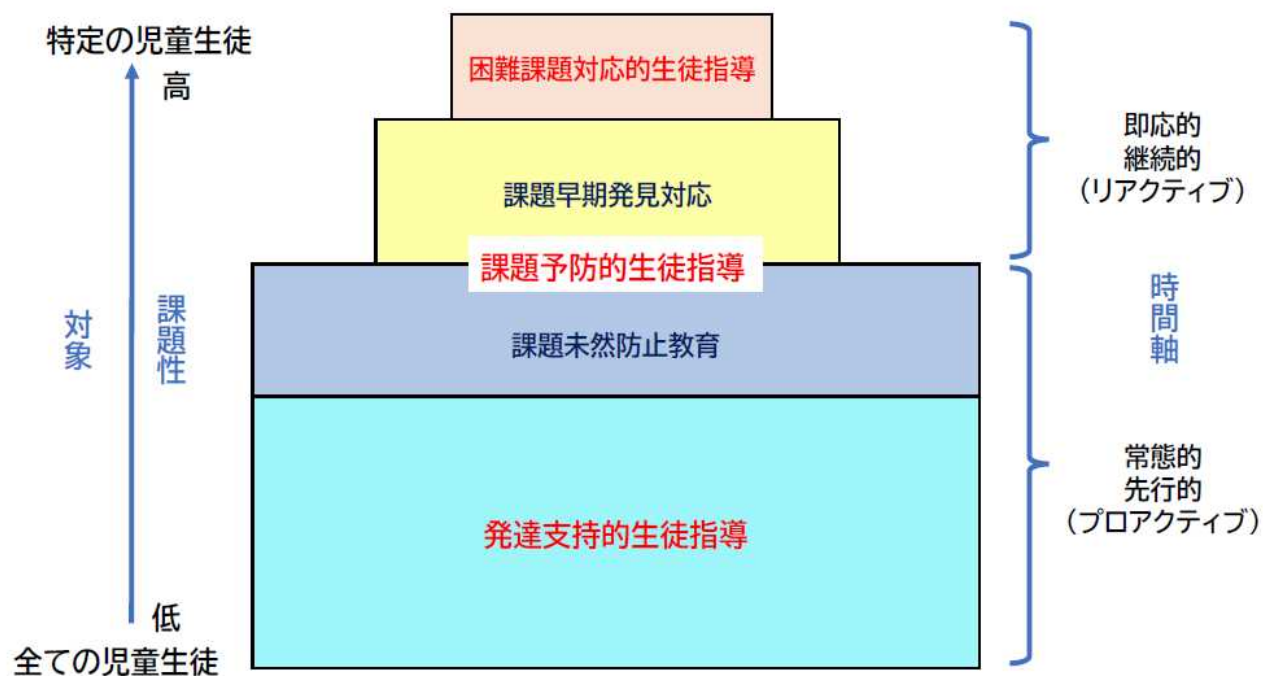


図2 生徒指導の重層的支援構造

課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導を充実させることが盛り込まれた。

生徒指導提要

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

<留意点>

発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合があります。

特に近年、それぞれの課題とその影響がクローズアップされ、関連する法律や通知なども整備される中で、生徒指導においてもそのことを理解した上で取り組むことが強く求められるようになってきています。そのため、教職員は生徒指導を進める前提として、日頃から本章の内容を理解しておくことが求められます。

生徒指導提要

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

13.1 発達障害に関する理解と対応

13.1.1 障害者差別解消法と合理的配慮

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行

- ・障害を理由とする「不当な差別的な取扱い」の禁止
- ・合理的配慮の提供

特定の児童生徒に対する合理的配慮を学級集団の中で提供するためには、合理的配慮を特別視せずにお互いを認め合い支え合う学級づくりを行うことが重要な基盤になると考えられます。

生徒指導提要

13.1.4 学校における組織的な対応

(1) 校内の支援体制

特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援

○特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で検討

○学校生活における困難な状況の背景には、

・個人が抱える課題

・教職員や児童生徒との人間関係や学習環境に関する課題

の両面が影響

○支援の階層構造

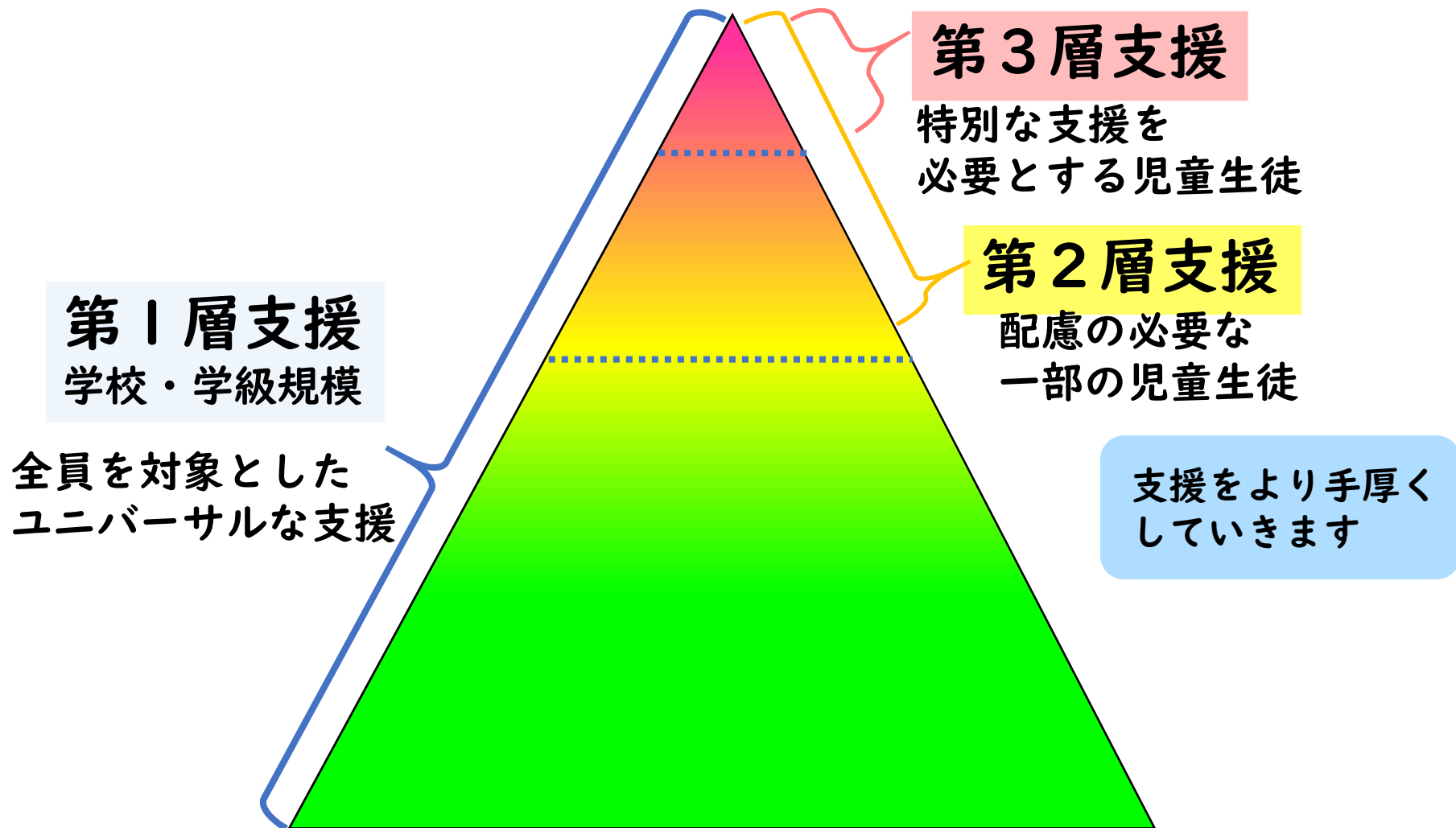
1 学級全体の全ての児童生徒への指導や支援

(分かりやすい授業、認め合い支え合う学級集団が基盤)

2 学級の中での個別的な指導や支援

3 個別的な場での個別的な指導

学校規模ポジティブ行動支援(SWPBS)の3層支援モデル



※幼児児童生徒を階層で区別するような考え方ではありません。

【参考】「学校全体で取り組むポジティブな行動支援」パンフレット(2017)

生徒指導提要

(2) 学習面、行動面、対人関係への指導・支援

<学習面>

- できていないことやうまく取り組めていないことに注目しがち
- できていることを認め、得意な面をうまく生かして指導や支援を行うことが大切



強みを生かした学習方法に変えたり、合理的配慮を用いたりして、実力を発揮し、伸ばし、評価される支援を考える。

生徒指導提要

(2) 学習面、行動面、対人関係への指導・支援

<行動面>

- 注意や叱責だけでは改善は難しいという前提に立ち、適切な行動を増やしていくという視点を持つことが大切
- 起きている行動だけに注目せず、きっかけになることや行動の結果など前後関係を通して要因を分析し、対応を考える。



失敗を指摘して修正させる対応ではなく、どういう行動をとればよいかを具体的に教え、実行できたら褒めるなどの指導を通じて、成功により成就感や達成感が得られる経験と、それを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが、何よりも大切

「ポジティブ行動支援」

- すべての児童生徒にとって「分かる」「できる」を実感できる教育環境の整備（教育環境の整備）

ポジティブ行動支援（PBS）

Positive Behavior Support



望ましい行動に注目し、できていることを褒めたり、認めたり、活躍する場を設定したり、授業改善で参加できる場面を増やしたりするなど積極的に関わることで望ましい行動を増やしていく方法です。

子どもの社会性と主体性を育むことを目的として、教職員の「こんな子どもに育ててほしい」、子どもたちの「こんな自分になりたい」という願いを形にするものです。

子どもたちの「わかった!」「できた!」を支え、
自信とやる気を育てる「ポジティブ行動支援」を推進

補足：褒められてもすぐには喜ばない場合も

がんばったね!

自己肯定感が低い
自信がない
大人に対する
不信感が強い

褒められ慣れてないタイプ



別にオレ、
がんばってないしい!

必ず褒め言葉が要るわけでは
ありません

大人からの「注目」だけでも
十分効果的です

できていることをそのまま
声に出すだけでもOK

できていることに対して、
声をかけることが大切

「叱る(注意する)ことも必要です!」

叱る(注意する)ことで



望ましくない行動を減らすことはできます。

望ましくない行動を減少させる**即効力**もあります。

→でも、望ましくない行動の抑制効果が**一時的**であることが多いです。

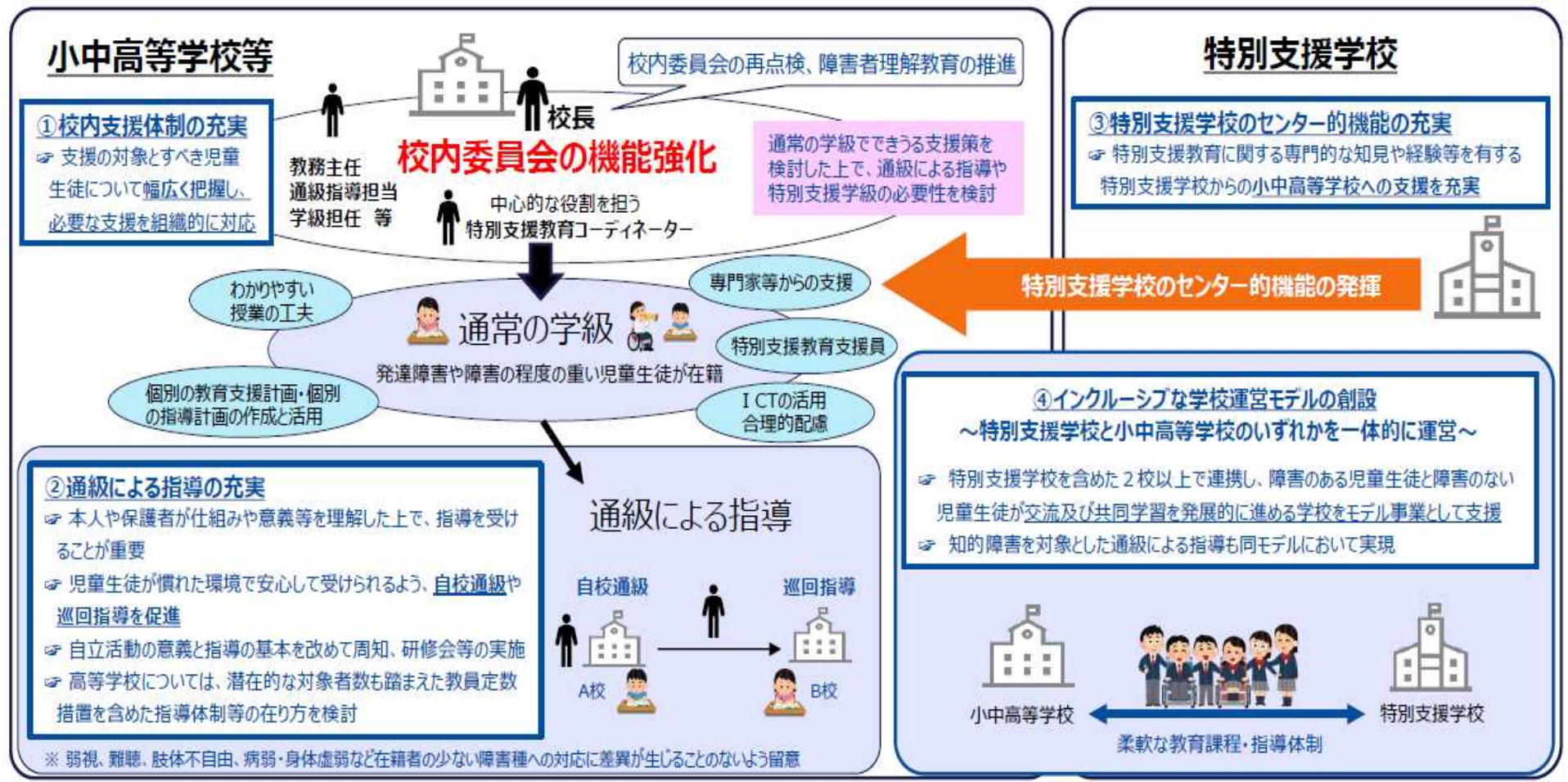
→「人によって態度を変える」、「その人がいないと効果がない」など、**状況に依存**しやすくなります。

→ダメなことはわかるが、どうすればいいかわからないため、望ましい行動ができません。



叱った後、**どこがいけなかったのか、どうすればいいのか**を併せて説明をする事が大切です。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告 (R5.3.13 文部科学省)



現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。【参考】骨太2023 第4章5（質の高い公教育の再生等）インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実等を図る。

事業内容

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



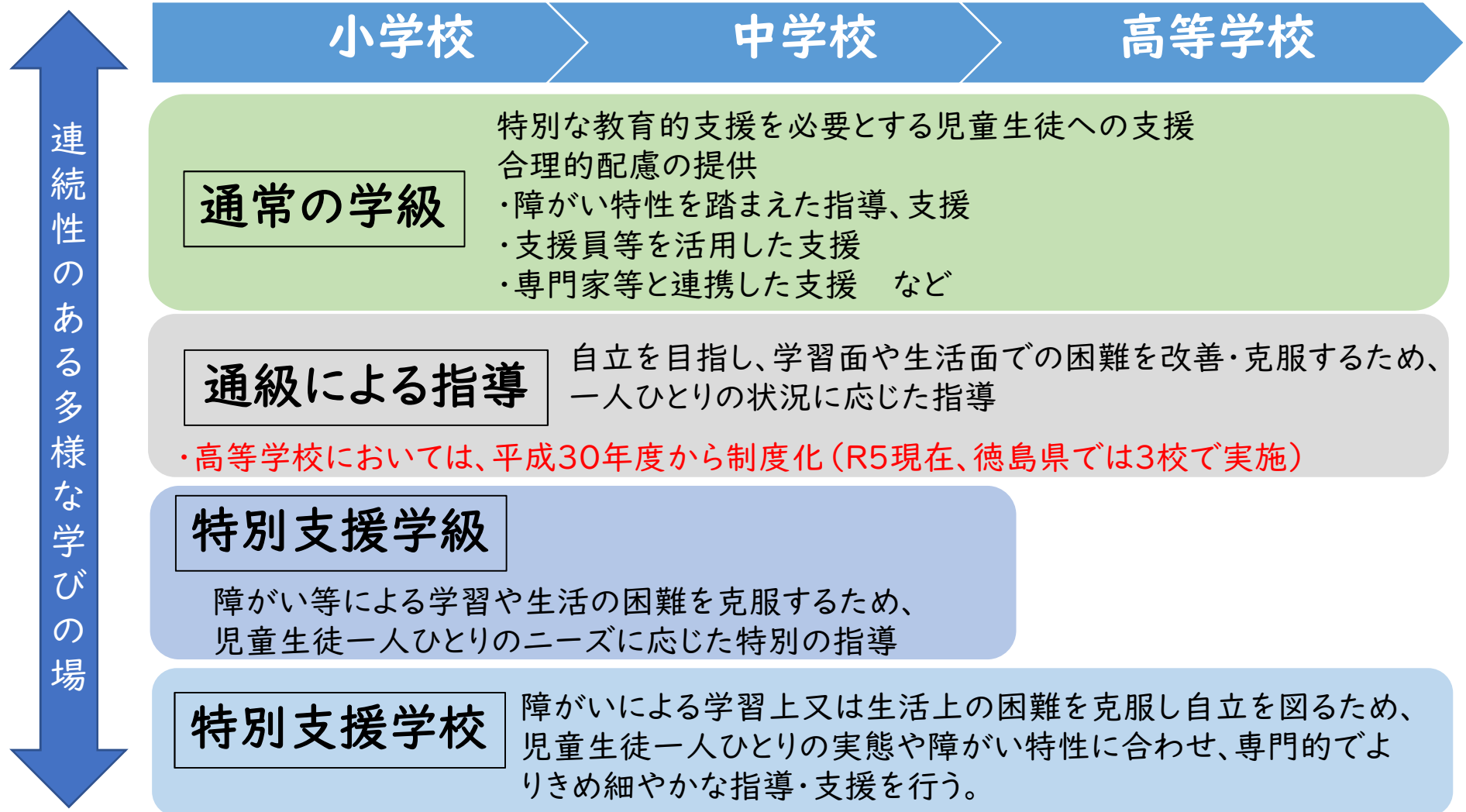
- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校（仮称）」に指定
 - 学校運営連携校に「連携協議会（仮称）」を設置（構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など）
 - 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャー（仮称）の配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

【特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況】



（出典）障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果（H29）

連続性のある多様な学びの場の充実

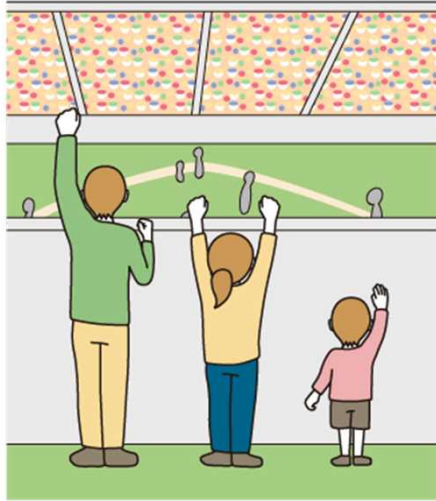


子どもの現在の教育的ニーズに最も適した指導を提供できるよう、それぞれの学びの場の充実と柔軟な仕組みが求められている。

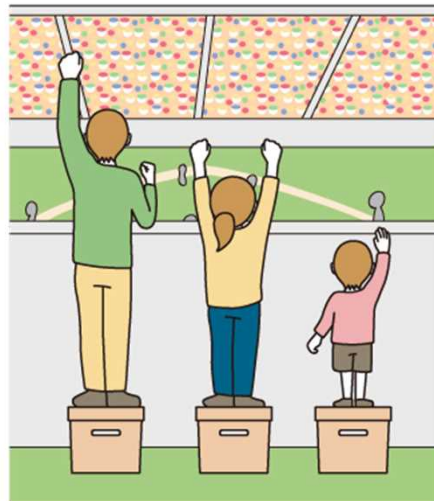
合理的配慮

- 平成28年の「障害者差別解消法」の施行により、どの学校においても、障がいのある子どもたちに必要な「合理的配慮」を提供することが求められている。(法的義務)
- 合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整を行うことです。
- 合理的配慮は、障がいのある児童生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものです。
- 障がいのある児童生徒やその保護者から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければなりません。

合理的配慮を考える



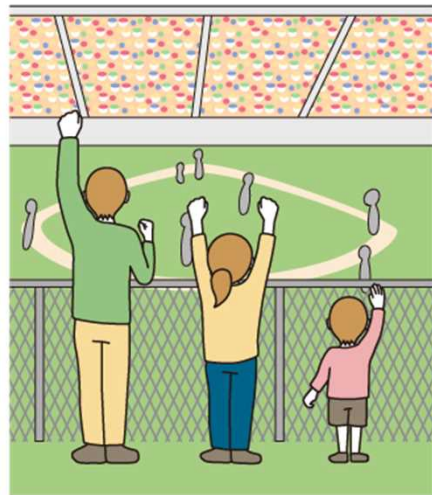
配慮がない状態



平等



公平・公正



環境の調整

個別に必要なかつ適当な変更・調整を行うこと。

合理的配慮の提供について

- 「合理的配慮」の提供に当たっては、
本人・保護者の意向を十分に尊重しつつ、
学校として組織的に検討し、
本人・保護者と合意形成を図り、提供することが重要。



「できない」ではなく、子どもたちにとって何が
必要で、学校として何ができるのかを提案する
ことが求められています。

合理的配慮の提供について

高等学校における
合理的配慮の提供について
徳島県教育委員会

一人一人が
よりよく学ぶために

高等学校において、
「合理的配慮の提供」は法的義務です
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
平成28年4月1日施行
令和3年6月4日改正

1.「合理的配慮」とは？
○合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整を行うことです。
○合理的配慮は、障がいのある生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものです。
○障がいのある生徒やその保護者から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過度でない限り、合理的配慮を提供しなければなりません。



特別支援教育に関する資料(高等学校における合理的配慮の提供についてリーフレット)

「合理的配慮提供」のプロセス(例)



合理的配慮の提供について



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
National Institute of Special Needs Education



インクルDB
ホームページ

インクルーシブ教育システム構築支援データベース (インクルDB) ログイン

インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

文字の大きさ
小 標準 大

表示色の変更
標準 1 2

トップページ 実践事例データベース インクルDBを活用した研修例 交流及び共同学習実践事例集 法令・通知等 Q&A

検索はキーワードを入力してください。

トップページ

2271226
今日 1235
昨日 2609

インクルDBについて

- ・インクルDBは、合理的配慮についての実践事例について590事例を掲載
- ・『相談コーナー』では、都道府県・市区町村・学校からのインクルーシブ教育システム構築の相談を実施

授業のユニバーサルデザイン

特別な支援や配慮が必要な生徒だけでなく、
どの子にとっても過ごしやすい学びやすい授業づくり



教室の環境整備
視覚化・構造化
わかりやすい指示

授業のユニバーサルデザイン

教室の環境整備

生徒が落ち着いて学習に取り組めるように整備するためには、「視覚的・聴覚的・人的な刺激」への配慮が必要

①

教室前面への配慮（視覚的な刺激の軽減）

○ 教室前面の掲示物を精選する。

- ※ 校訓やクラス目標等、年間を通して貼り替えないものを掲示する。
- ※ 視覚的な刺激となる掲示物の色使いに配慮する。
- ※ 常に必要な情報以外は教室後方の黒板や掲示板等を利用する。



授業のユニバーサルデザイン

教室の環境整備

②

教室全体への配慮（聴覚的な刺激の軽減）

- 授業の開始前に無言の時間を設ける。
- チャイムがなっている間、説明をしない。
- 椅子や机が床に擦れる音を軽減するためにテニスボールを脚に取り付ける等の工夫をする。

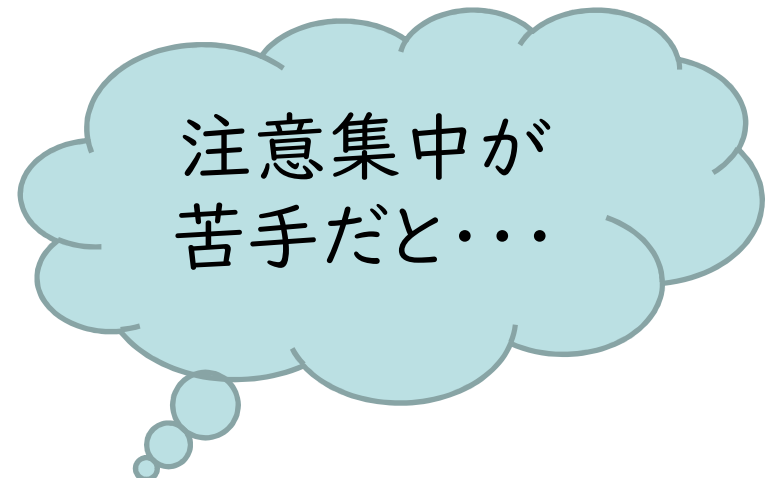


③

座席への配慮（人的な刺激の軽減等）

- 互いに刺激となる生徒の座席を離す。
- 同じ座席の位置になりがちな生徒の心理面への配慮を行う。
- 学習や活動内容に応じて座席のレイアウトを変更する。





見えていない状況、分からない状況に陥りやすい。

不安感 ↑
疲れ ↑

自信 ↓
意欲 ↓

一度に提示する情報量への配慮
「どこを見ればいいのか?」「何が見えるのか?」等を説明するだけでも、注目しやすくなる。

授業のユニバーサルデザイン

視覚化・構造化

視覚化することで、必要なときや聞き逃したときに目で見て確認できる。

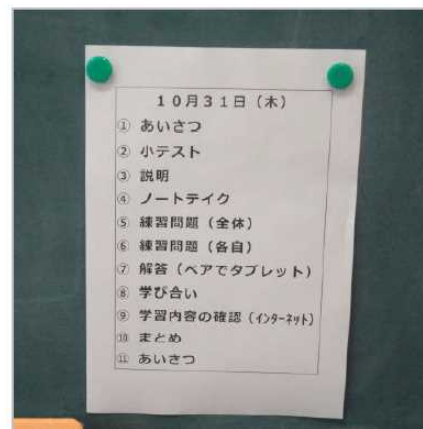
構造化することで、授業の流れや活動内容がわかり、見通しが持てる。

③

授業の流れ（パターン化）

○ 同一教科・科目では、流れをパターン化する。

- 『導入』では、生徒の興味・関心を高め、動機付けを図る。
- 『展開』では、主体的な学びを保障するために、学習活動と時間配分を工夫する。
- 『まとめ』では、「わかった」、「できた」という満足感・達成感を実感できる活動を準備する。



授業のユニバーサルデザイン

視覚化・構造化

④ 学習活動の変化（集中できる学習の流れ）

- 集中力を高めたり、気分を切り替えたりする活動を取り入れる。

※ 作業、発表、音読等の動作を伴う活動

- 授業の組み立てをいくつかのセッションに分けて構成し、途切れがちになる集中力や意欲を高める。

- 教師による実験や作図、ICTを活用した教示等の方法を取り入れる。

- ペア学習やグループ学習により、生徒同士が学び合う機会を多く設定する。

- 沈黙の時間を設ける。

※ 個人で考える時間を確保した上で、思考力・判断力・表現力を高める。



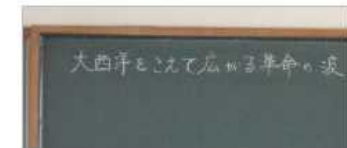
⑤ 授業の見通し（授業の流れや内容の確認）

- (1) テーマや目標の確認

- 学習のテーマや目標を板書する。

※ 日付や校時、教科書のページ、学習のテーマや目標等を板書する。

※ 教科の連絡係等の生徒に授業が始まる前までに板書させる。



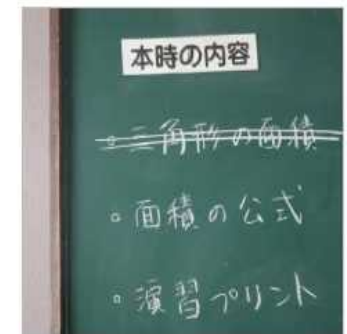
- (2) 学習活動の見通し

- 学習活動の流れ（アウトライン）を口頭や板書等で知らせる。

- 終了した学習活動は二重線で消す等、わかりやすく示す。

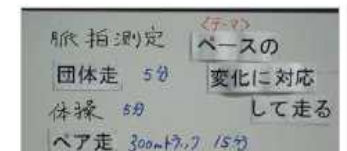
- まとめでの振り返りに役立つ。

- 小黑板やホワイトボード等を使用する。



- (3) 学習内容の見通し

- 実験や実習、実技を中心とした学習の場合、テーマや流れ、内容等を掲示して、具体的に確認する。



言葉だけの指示では

伝える側

伝える相手（聞く側）がわからないことを、言葉だけで伝えることは難しい。

聞く側

わからないことを言葉だけで理解すること、想像しながら考えて行動することは難しい。

障がいがある方は、なおのこと難しさがある。
伝えたくても、伝わりにくい（理解の難しさ）



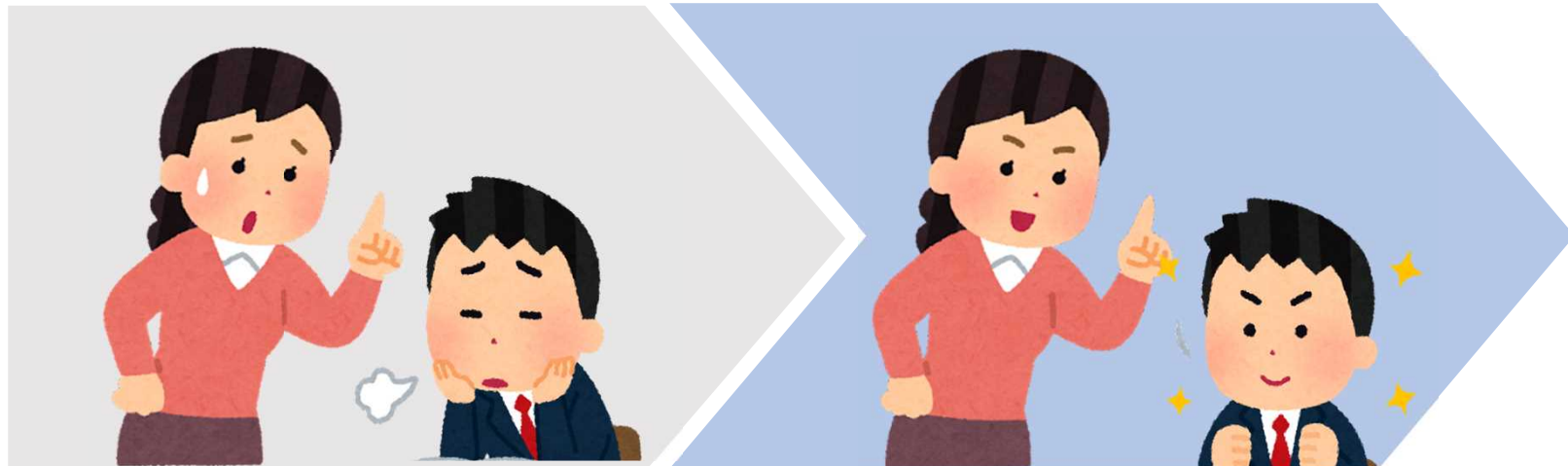
伝わることが大事

視覚的支援の重要性

言葉（特に音声）だけでは、「わからないこと（知らないこと）」を伝えるのは難しい。

伝えること → わかること

意図を伝えるための方法は、理解してもらうための方法でもある。



意図が伝わらない、理解が難しい時のヒント

具体的な言葉を使おう

- 指示する言葉、相手に伝わっていますか？
 - 「部屋の端っこ（隅っこ）に積んどいて」
 - 「均等になるようにしといてよ。」
 - 「今渡したやつつまえといてよ。」
 - 「ある程度できとったらええわ。」
 - 「だいたい同じようにしといて。」
 - 「ちょっと急ぐけん。」



相手がわかる言葉で指示をし、わからなければ聞いても大丈夫と思える雰囲気（環境）を作ることが大切

あいまいな言葉を使った指示では伝わらないことが多い

しっかり

ゆっくり

ちょっと

だいぶん

けっこう

だいたい

ほどほど

まあまあ

ぼちぼち

そこらへん

わかりやすく伝えるポイント

<生徒には>

- いつ
- どんな目的で
- どのように
- どこまでするか

<保護者や上司・同僚には>

- いつ
- どんな状況で
- どのように
- 考えられる原因は
- 具体的な対応を

状況が具体的に想像できるように
話すことが大切

授業のユニバーサルデザイン

特別な支援や配慮が必要な生徒だけでなく、
どの子にとっても過ごしやすい学びやすい授業づくり



わかりやすい環境設定や指示は、
配慮が必要な生徒にとっては必要な
支援であるとともに、全ての生徒
にとってはあると便利な支援と言え
ます。



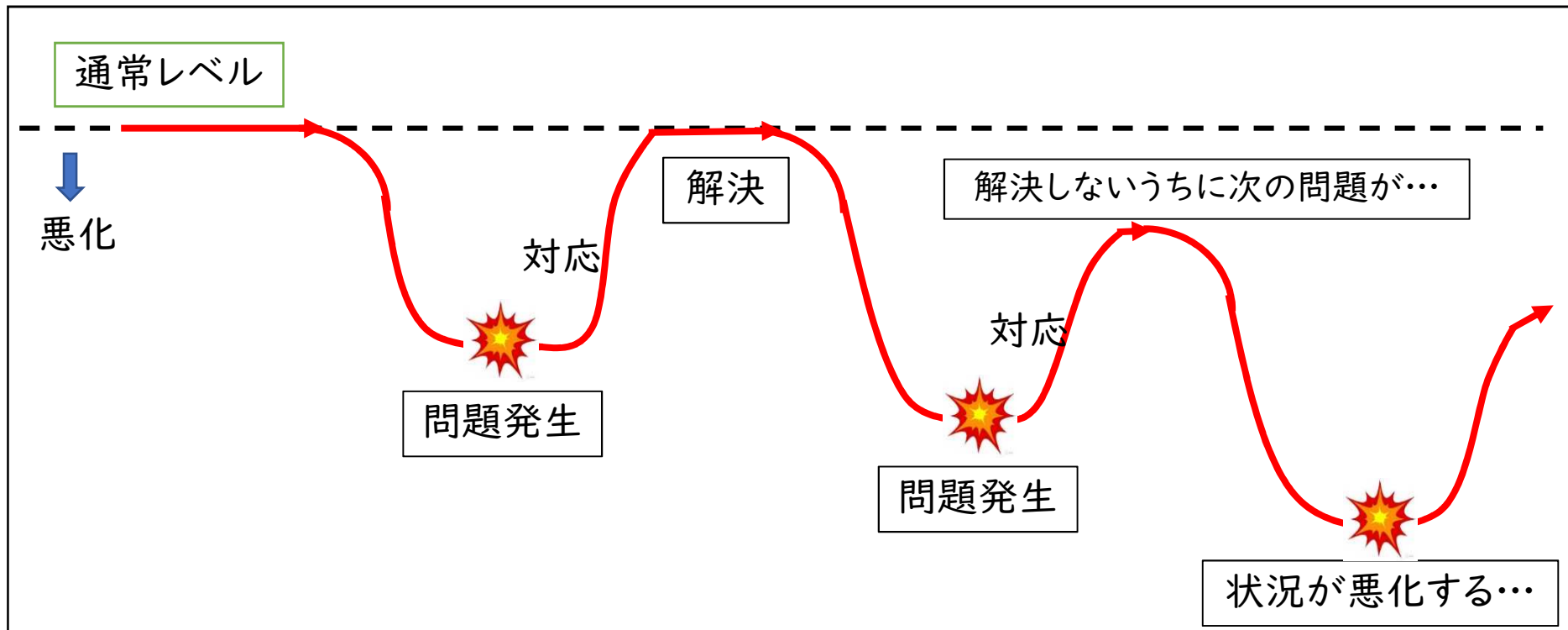
環境の調整

問題行動への対応

- ・問題が起こってからの対応となる事が多い。
- ・子どもたちにとっては失敗経験を積むことに。
- ・教員や友だちとの関係をぎくしゃくさせる。



図2 生徒指導の重層的支援構造



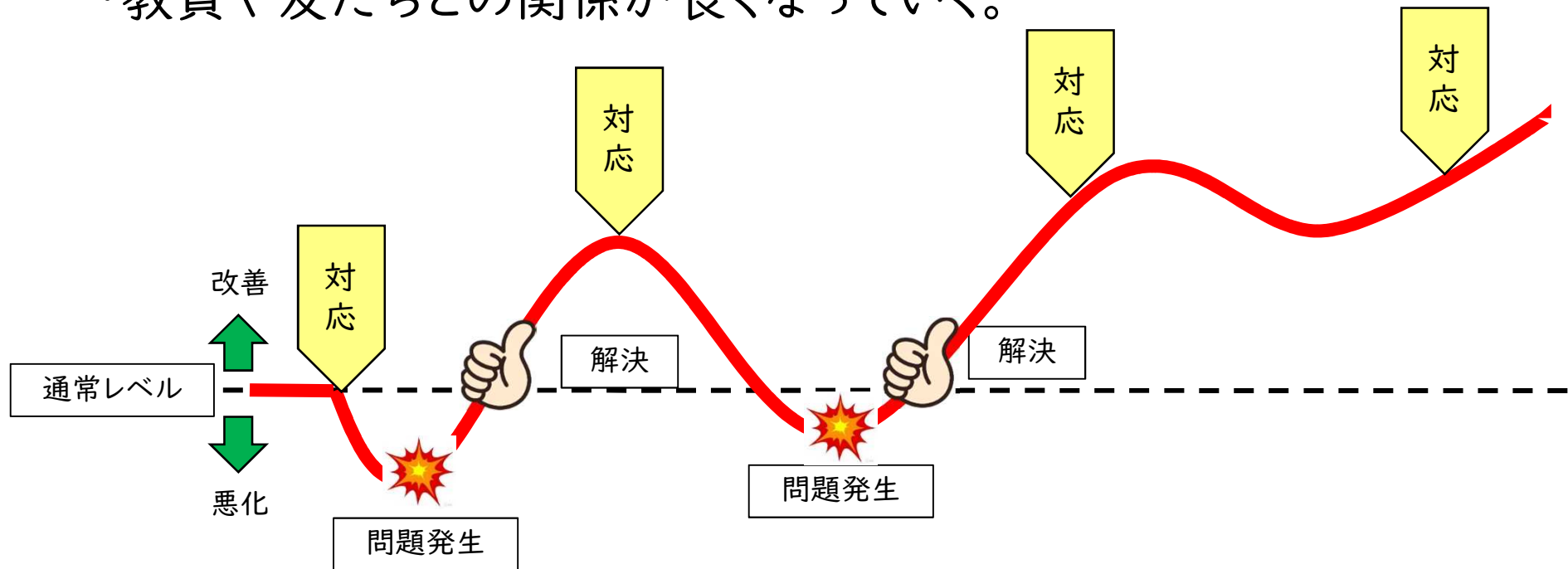
改善に時間もパワーも要する



予防的対応

課題の未然防止（予防的対応）

- ・問題が起こる前に対応（先に教える）
- ・子どもたちにとっては成功経験を積むことに。
- ・教員や友だちとの関係が良くなっていく。



予防的対応ができれば

改善に時間もパワーも
最小限

「ポジティブ行動支援」



ここに注目!

子供の行動や心理特性を理解し望ましい行動に注目し、できていることを認めたり、活躍する場を設定したり、授業改善で参加できる場面を増やしたりするなどポジティブに関わる事で望ましい行動を増やしていく方法です。

積極的で
予防的な対応

ポジティブな行動支援の手法を 活かした「授業づくり」

行動の前

- ・ 具体的な学習のめあて
- ・ 明確な指示・発問
- ・ わかりやすい板書（手順など見てわかる工夫）
- ・ ペアトークやグループ学習などの学習形態
- ・ 理解を促すヒント
- ・ 学習スキルを発揮できる十分な練習量
- ・ わかりやすい場の設定など

望ましい行動を
「引き出す工夫」

行動

望ましい行動



行動の後

- ・ 子どもを承認・称賛（教員）
- ・ 子どもの成果を可視化する
- ・ 授業での達成感
- ・ 仲間からの称賛
- ・ 「わかった」「できた」喜び
- ・ ポイントシール など

「繰り返し
やすくする工夫」

支援の方向性



認められる環境

わかりやすい授業

認められ、褒められることで子どもたちの
「わかった」、「できた」を育て、よりよい学校を目指す。

関係機関等との連携強化

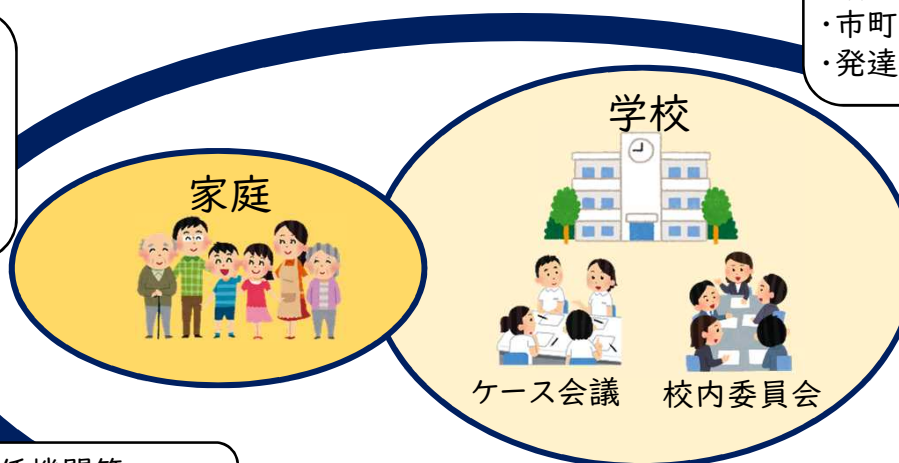
・外部の専門機関等との連携の推進（地域連携）

○子どもたちの指導・支援にあたっていると、学校だけでは解決できない事も出てきます。そんなときは、学校だけで悩まず関係機関と連携し、共に取り組んでいくことが効果的です。

<学校が連携している主な関係機関>

教育関係機関

- ・総合教育センター
- ・特別支援・相談課
- ・特別支援学校
- ・市町村教育委員会（教育研究所）など



家庭



学校



ケース会議

校内委員会

福祉関係機関

- ・こども女性相談センター
- ・福祉事務所
- ・市町村（障がい福祉担当）
- ・発達障がい者総合支援センター など

保健医療関係機関

- ・保健センター
- ・保健所
- ・病院
- ・市町村（母子保健担当）など

その他関係機関等

- ・当事者団体
- ・ハローワーク など

司法機関等

- ・警察
- ・青少年育成センター
- ・法務局 など

関係機関との連携のポイント

○何を解決したいか考えましょう。

- ・教育に関すること（学習支援の方法等）
→ 教育、その他関係機関等
- ・福祉に関すること（障がい者手帳・福祉サービス等）
→ 福祉関係機関
- ・保健、医療に関すること（医学的診断、家庭支援等）
→ 福祉、保健医療関係機関
- ・非行、人権に関すること（問題行動等）
→ 司法機関等

○全教職員が共通認識をもって指導できる体制を整えましょう。

○学校で「できること」、「できないこと」を明確にし、連携しましょう。

○相互の専門性や立場を尊重し合い協働して解決に当たりにしましょう。

○どの関係機関と連携すればよいかわからない場合は、
まずは、教育関係機関に相談してみましょう。

関係機関との連携のポイント

特別支援学校のセンター的機能の活用

- 特別支援学校学習指導要領には、
「特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努める」と示されています。

【具体的内容】

- 各学校の教職員への支援
- 各学校の教職員に対する研修支援
- 特別支援教育に関する相談・情報提供
- 個別の教育支援計画や指導計画等の作成への助言
- 関係機関等との連絡・調整
- 児童等への施設設備等の提供機能 等

関係機関との連携のポイント

特別支援学校のセンター的機能の活用

- 特別支援教育巡回相談員は、児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者などの相談を受け、助言することができます。
- 県内特別支援学校には、センター的機能の一つとして全ての特別支援学校に特別支援教育巡回相談員21名が配置されています。
- 県内小・中学校にも9名の特別支援教育巡回相談員が配置されています。

関係機関との連携 どうすればいい？

- 子どもたちの指導・支援にあたっていると、学校だけでは解決できない事も出てきます。そんなときは、学校だけで悩まず関係機関と連携し、共に取り組んでいくことが効果的です。
- 関係機関との連携を進めるために、相談リスト等を活用し、効果的な連携を進めていきましょう。

<学校が連携している主な関係機関>

教育関係機関

- ・総合教育センター 特別支援・相談課
- ・特別支援学校
- ・市町村教育委員会 (教育研究所) など

福祉関係機関

- ・こども女性相談センター
- ・福祉事務所
- ・市町村 (障がい福祉担当)
- ・発達障がい者総合支援センター など

学校

ケース会議 校内委員会

保健医療関係機関

- ・保健センター
- ・保健所
- ・病院
- ・市町村 (母子保健担当) など

その他関係機関等

- ・当事者団体
- ・ハローワーク など

司法機関等

- ・警察
- ・青少年育成センター
- ・法務局 など

連携のポイント!

○何を解決したいか考えましょう。

- | | | |
|------------------------------|---|--------------|
| ・教育に関すること (学習支援の方法等) | → | 教育, その他関係機関等 |
| ・福祉に関すること (障がい者手帳・福祉サービス等) | → | 福祉関係機関 |
| ・保健, 医療に関すること (医学的診断, 家庭支援等) | → | 福祉, 保健医療関係機関 |
| ・非行, 人権に関すること (問題行動等) | → | 司法機関等 |

- 全教職員が共通認識をもって指導できる体制を整えましょう。
- 学校で「できること」、「できないこと」を明確にし、連携しましょう。
- 相互の専門性や立場を尊重し合い協働して解決に当たしましょう。
- どの関係機関と連携すればよいかわからない場合は、まずは、教育関係機関に相談してみましょう。



特別支援教育に関する資料
(相談パンフレット)

<関係機関との連携による解決事例>

疑問・悩み

学校での指導や支援の仕方を教えてほしいがどこに相談すればいいのだろう。



教員 教員

解決

総合教育センターの相談支援を受けることで、支援の仕方を具体的に教えていただき、継続して相談することで、学校での指導や支援に活かすことができました。

一人で悩まずに相談ください!
総合教育センター



総合教育センター特別支援・相談課
ここからだのサポートセンター
電話 088-672-5200



福祉事務所及び市町村 (母子保健・障がい福祉担当) では、日常生活、障がい福祉サービス、福祉制度等についていろいろな相談に応じています。



疑問・悩み

家庭への支援も必要だと感じているがどうすればいいんだろう?



解決

就学前から継続的に関わってくれている家庭相談員や保健師、地域のソーシャルワーカーと連携することで、放課後や家庭での生活を支援していただくことができました。

疑問・悩み

こんなときは、どうすればいいんだろう?

障がい者手帳の申請は、どうすればいいですか?



教員 保護者



福祉サービス等については、「障がい者 (児) 福祉のしおり」が参考となります。

解決

校内の特別支援教育コーディネーターに相談すると、「障がい者 (児) 福祉のしおり」に相談窓口や手帳の交付について掲載されていることを教えてくれ、保護者に伝えることができました。

<相談リスト等の御紹介>

「徳島県発達障がい者総合支援センターハナミズキ・アイリス 支援機関」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/hattatsu/honanizuki/502096/> ハナミズキ 支援機関



「とくしま 子ども・若者支援機関マップ」 とくしま 若者支援マップ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/seishonenikusei/5050556/>



徳島県教育委員会特別支援教育課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-314 | FAX 088-621-3056 e-mail tokubetsushienkyouikuko@pref.tokushima.jp

支援が上手くいかないとき



「〇〇は、やる気がないから」
「〇〇は、発達障がいだから」
「あの人の関わりが悪いから」



個人攻撃の罠 → 問題解決のためのアクションを取らなくなる

「学び手は常に正しい」

学び手がつまずいている時には、一度、立ち止まり、「間違うにはそれなりの理由がある」、「原因はどこにあるだろう」と考え、自分の支援方法を振り返ったり、周りの人と相談したりし、支援方法を改善することが大切

高等学校における取組

徳島県発達障がい教育研究会

高等学校段階の発達障がいのある生徒への支援内容や方法について理解を深め、徳島県における発達障がい教育の充実を図ることを目的として毎年実施しています。

令和6年度の予定

第1回 令和6年12月12日(木) 場所:総合教育センター

第2回 令和7年2月(予定) 場所:みなと高等学園

ぜひ、ご参加ください!

最後に

障がいによる困難さは、個人によって千差万別

生きづらさや困難さは同じ障がいであっても、障がいの程度やおかれている環境によって異なります。

障がいは、社会との相互作用で生まれる

本人が障がいがあっても、適切な支援や関わり、補助具の使用など、環境を変えることで、活躍できる場があることが大切です。

誰ひとり取り残されない共生できる社会に

今回の研修を機会に皆さんが、障がいのある無しにかかわらず、皆が共生できる社会づくりに向け、一人一人が考えて少しずつ取り組んでくだされば幸いです。



ご清聴ありがとうございました。



次回のあどばいすタイムも ぜひご参加ください。